

一般社団法人よだか総合研究所における公的研究資金の管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人よだか総合研究所の研究における公的研究資金等の管理・運営に関わる事項を定める。

(最高管理責任者)

第2条 公的研究資金等の管理・運営における最終責任を負う最高管理責任者は当団体の代表理事である。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたっては、重要事項を審議する理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論する。

4 最高管理責任者は、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、公的研究資金等の管理・運営について組織全体を統括する実質的な責任と権限を有する統括管理責任者は当団体の理事である。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、当団体における具体的な対策を策定及び実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条 当団体の各部局における公的研究資金等の管理・運営について実質的な責任と権限を有するコンプライアンス推進責任者は、当団体の理事(統括管理責任者と兼務しない)である。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認

認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等内の公的研究資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督し、定期的に啓発活動を実施する。

(3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が適切に公的研究資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス教育)

第 5 条 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

2 コンプライアンス教育は、具体的な事例に基づいて、組織への影響・運用ルール・手続き・告発等の制度など遵守すべき事項・不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任・配分機関における申請等資格の制限・研究費の返還等の措置・機関における不正対策等について説明する。

3 コンプライアンス教育の対象者は、公的研究資金等の管理・運営に関わる全ての者を対象とする。

4 コンプライアンス教育は、年に 1 回 (4 月)、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を用いた自主学習、及びコンプライアンス教育・研究倫理教育用 e-ラーニング教材等を用いて実施する。

5 コンプライアンス教育の内容について、定期的に点検し、必要な見直しを行う。

6 コンプライアンス教育の受講者の理解度に関し、アンケート調査や受講証明証等にて内容を理解したことを確認する。

7 コンプライアンス教育の受講者の理解度が低い受講者に対し、e-ラーニング教材を再度受講させる。

8 コンプライアンス教育の受講者の理解度の把握結果は、コンプライアンス教育の内容を充実させるための資料として活用し、不正防止対策につなげる。

9 啓発活動は、不正防止や不正根絶にむけて、すべての構成員を対象として、資料配布等を通じて、継続的に実施する。

(誓約書)

第 6 条 公的研究資金等の管理・運営に携わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を義務付ける。

2 提出は、着任時もしくは公的研究資金を受けることが決まった時に速やかに行う。

(行動規範)

第 7 条 最高管理責任者は、公的研究資金等の管理・運営に携わる全ての構成員に対する行動規範および明確なルールを策定する。

2 ルールは必要に応じて見直しを行う。

3 ルールは組織内で統一とし、メール等の分かりやすい形で周知する。

(職務権限)

第 8 条 公的研究資金等の発注業務は、原則として事務部門が実施し、1 件 100 万円未満の場合は例外として担当する研究者自身による発注を認める。

2 公的研究資金等の検収業務は、原則として事務部門が実施し、1 件 100 万円未満の場合は例外として担当する研究者自身による検収を認める。

3 検収の際は、発注データと納入された現物を照合する。

(取引業者に対する処分)

第 9 条 取引業者が不正な取引に関与した場合、取引停止等を含む処分を行う。

2 処分の内容は、当団体の理事会が決定する。

3 取引業者に対する処分に関して、取引業者に対して、当団体の各種規定を初回契約時にメールで送付する形で周知する。

(取引業者に提出を求める誓約書)

第 10 条 1 件 100 万円を超える取引の場合は、取引業者から誓約書の提出を都度求める。

(改廃)

第 11 条 この規程を改廃するときは、理事会で決定する。

附 則

この規程は、2021年4月27日から施行する。

誓約書

一般社団法人よだか総合研究所 代表理事 殿

私は、一般社団法人よだか総合研究所の職員として、公的研究資金等の使用に当たり、下記事項を順守することを誓約します。

記

- 1 公的研究資金等の使用に当たり、当該資金の配分機関が定める規程、使用ルール及び関係法令、並びに当団体が定める規程及び使用ルールを順守すること。
- 2 研究者は相互に連携・協力し、公的研究費等の不正使用防止に努めること。
- 3 前各号に違反して、不正を行った場合は、当団体や配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

年月日

氏名（自署）

誓約書

一般社団法人よだか総合研究所 代表理事 殿

当社は、一般社団法人よだか総合研究所との公的研究費に係る取引に当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 一般社団法人よだか総合研究所の諸規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
- 2 一般社団法人よだか総合研究所が行う調査において、公的研究費に係る取引に関する取引帳簿の閲覧及び提出の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる取扱を講じられても、異議を申し立てないこと。
- 4 一般社団法人よだか総合研究所の研究者から不正な取引行為の依頼があった場合には、当団体の不正行為に関する相談・告発の申立窓口に連絡すること。

年月日

所在地

事業者名

代表者役職

代表者氏名

氏名（自署）